

宝塚市立病院納入書兼領収書広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宝塚市立病院（以下「市立病院」という。）が発行している納入書兼領収書への広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告内容事業主 広告内容の事業、サービスなどを自らが行う者をいう。
- (2) 広告主 広告掲載を申し込みした者をいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治又は宗教に関する主張、勧誘、批判等を行うもの
- (5) 良好な景観又は風致を害するもの
- (6) 他者を誹謗し、又は中傷するもの
- (7) 虚偽又は誇大な表現で市民の的確な判断を誤らせるもの
- (8) 市立病院が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載することが適当でないもの

(広告掲載の規格等)

第4条 広告の規格 縦5センチメートル 横7センチメートル 1色刷
掲載位置等 納入書兼領収書の裏面 下部 (図1参照)

(広告掲載数の制限)

第5条 広告の掲載は、広告内容事業主につき1件とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、募集時に経営統括部長が決定する。

(広告掲載の募集方法)

第7条 広告掲載の募集は、市ホームページ、市立病院ホームページ又は市広報紙により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載を希望する者は、様式1の申込書により直接持参または郵送にて申し込むものとする。

2 広告の申込みは、広告内容事業主につき1件とする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告の原稿は、市立病院が指定する方法により申込者の負担で作成し、市立病院が指定する期限までに提出するものとする。

(広告の掲載期間)

第10条 原則12ヶ月とするが、募集時に経営統括部長が決定することとする。

(広告掲載の決定)

第11条 病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、第8条の規定により広告掲載の申し込みがあったときは、第3条の規定に基づき内容を審査し、広告内容が適当と認める申込者を決定する。

2 管理者は、次に定める各号により掲載順位を決定する。同順位の広告掲載候補者が複数ある場合は、申し込みの順により順位を決定する。

(1) 第1順位 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するものに係る広告

(2) 第2順位 宝塚市内にのみ事業所等を有する私企業又は自営業に係る広告

(3) 第3順位 前各号に規定する以外の広告

3 管理者は、広告掲載候補者に広告原稿の提出を求める通知を行い、広告掲載候補者から提出された申込書類及び広告原稿を確認し、広告掲載の可否を決定する。

4 管理者は、前各項の規定により決定した広告掲載の可否の結果を広告掲載・不掲載決定通知書により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告掲載の決定を受けた者は、管理者が決定した期限までに広告掲載料を納付しなければならない。期限までに納付しなければ、広告は掲載しない。ただし、管理者が認めるときは、別に管理者が決定した期日までに広告掲載料を納付することができる。

(広告内容の責任)

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(損害賠償請求)

第14条 市立病院が損害を被った場合は、管理者は広告主に対し損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告掲載料の返還)

第15条 納入書兼領収書に広告の掲載後、広告主の責めに帰さない理由によりその納入

書兼領収書を使用しなかったとき又は約束した期間内に使用しない期間があったときは、広告掲載料を返還する。ただし、地震等自然災害により使用不能となったときは、返還しない。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。
- 3 全く使用しなかったときは、広告掲載料を全額、使用しない期間があったときは、その割合に応じて返還するものとする。
- 4 使用しない期間は1ヶ月単位で判断し、その月の概ね8割以上使用しておれば、使用したとみなすこととする。
- 5 市立病院は、広告掲載後の納入書兼領収書を使用しなかったことにより広告主に生じうるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

(権利譲渡の禁止)

第16条 広告主は、納入書兼領収書に広告を掲載する権利を、第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

(裁判管轄)

第17条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、市立病院の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。